

## 不妊治療費助成制度 よくあるお問い合わせ

(問) 「治療の終了日」とはいつですか？

- ⇒「治療の終了日」とは原則、医師による妊娠の確認（妊娠の有無は問いません。）の日、または医師の判断によりやむを得ず治療を終了した日を指します。
- ・他の病気の治療や仕事の都合などで治療を一時中断の際には終了とみなします。
  - ・治療が長期（たとえば1年以上）に渡る場合にはご相談ください。

(問) 医療機関を転院する場合の受診等証明書はどうしたらよいですか？

- ⇒転院する場合は、その病院での治療が終了したとみなされるため、その病院が証明する治療の終了日が【令和6年3月31日までの場合】**90日以内**、または治療の終了日が【令和6年4月1日以降の場合】**1年以内**に申請してください。各医療機関の受診証明書をそれぞれ用意してください。（文書料は助成対象外です。）

(問) 市外へ転出予定のある場合、申請はどうしたらよいですか？

- ⇒市外へ転出（住民票を移した）した場合は申請できなくなりますので、転出前に申請してください。転出予定のある方は早めにご相談ください。

(問) 不妊治療に要した費用（証明書の領収金額）238,000円、任意の給付（高額療養費等）の給付金を57,000円受けました。助成額はいくらになりますか。

- ⇒証明書の領収金額238,000円から高額療養費等の給付金57,000円を差し引いた額の2分の1の額が助成額になります。助成額は、 $(238,000 - 57,000) \div 2 = 90,500$ 円となります。
- ※高額療養費制度の利用について（2ページをご覧ください。）

(問) 県の不妊治療費助成の対象となる治療をしている場合は、県の申請と市の申請どちらを先にしたら良いですか。

- ⇒先に県の申請をしていただき、決定通知書が手元に届きましたら申請をお願いします。県の不妊治療費助成については、御殿場健康福祉センター・御殿場保健所（電話 0550-82-1222）にお問い合わせください。

(問) 例えば、令和7年2月20日で治療が終了しました。申請は、治療の終了日から1年以内で令和8年2月20日までに申請すればよいですか？

⇒【治療の終了日が令和6年4月1日以降の場合】

治療の終了日から**1年以内**に申請することはできます。ただし、申請日より取り扱い年度が異なります。

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 令和7年3月31日までに申請された場合 | 令和6年度の助成 |
| 令和7年4月1日以降に申請された場合  | 令和7年度の助成 |

【治療の終了日が令和6年3月31日までの場合】

申請する治療の終了日から原則として、**90日以内**に申請してください。

(問) 申請は1年度に何回までと決まっていますか？

⇒申請回数に制限はありません。

1回の申請で助成額上限20万円に満たない場合、残りの額を申請することができます。

その場合は、必ず**当該年度内（3月31日まで）**に申請してください。4月1日以降に申請すると、翌年度分の助成対象となりますのでご注意ください。

※申請のたびに「医療機関の受診証明書」を用意していただくことになります。